

令和8年度 就学援助費の交付申請について（お知らせ）

周南市では、経済的な理由で就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、就学援助を行っています。この制度は、給食費・修学旅行費（宿泊学習を含む）・新入学児童生徒学用品費等・学校保健安全法に基づく医療費など、保護者が負担する教育費の一部について援助するものです。

就学援助費の交付を希望する場合は、下記に従い申請をお願いします。

※就学援助の申請は、毎年度必要です。前年度に就学援助費を受給している方や、1月に「新入学児童生徒学用品費等の入学前支給」を申請された方も本申請は必要です。

記

1 受付期間 令和8年3月2日（月）～ 令和8年4月30日（木）

5月以降も随時申請を受け付けますが、援助費支給は申請月分からが対象です。また、新入学児童生徒学用品費等は4月まで、修学旅行費（宿泊学習を含む）は実施月までに申請がないと支給されません。

2 申請方法

① 窓口での申請

周南市教育委員会学校教育課及び各総合出張所、各支所の受付窓口に、下記「3申請に必要なもの」を持参し、保護者が直接申請してください。

② オンライン申請 ※令和8年1月1日時点で周南市にお住まいの方に限ります。

（令和8年1月2日以降に転入された方は、①の申請方法で申請してください。）

学校教育課のホームページにアクセスし、オンライン申請フォームから申請してください。

学校教育課のホームページはこちら⇒

URL：<https://www.city.shunan.lg.jp/soshiki/58/>



3 申請に必要なもの

① 就学援助費交付申請書

各受付窓口に備え付けています。窓口での申請書配付は令和8年3月2日（月）からです。

② 振込を希望する金融機関の通帳

申請する保護者氏名と同一名義の普通預金口座のみです。

※令和8年1月1日に周南市に住民票のない方

1月1日時点で住民票のあった市区町村で6月以降に発行される令和8年度課税証明書が必要です。この場合は、まず受付期間中に申請書のみを提出し、6月になってから課税証明書を速やかに提出してください。なお、マイナンバーの記載により課税証明書の提出が省略できます。詳しくは学校教育課までお問い合わせください。

4 決定通知について

申請者の世帯構成（人数・年齢等）、所得状況により認定の可否を決定します。交付・不交付の決定通知書は7月上旬に発送する予定です。

5 留意事項 **※就学援助の申請は、毎年度必要です。**

前年度に就学援助費や新入学児童生徒学用品費等の入学前支給を受給している方でも、毎年度申請書類等の提出が必要です。なお、新入学児童生徒学用品費等の入学前支給を受給している場合、当年度での新入学児童生徒学用品費等の支給はありません。

6 認定基準額の目安

基準額は児童生徒と同一世帯員の人数、年齢などにより異なります。
認定基準額の事例は下表のとおりです。目安として参考にしてください。所得は、世帯全員の合計所得です。

世帯員数	2人	3人	3人	4人	5人
世帯構成	親 (35歳)	親 (35歳・38歳)	親 (35歳)	親 (35歳・38歳)	親 (35歳・38歳)
	子 (9歳)	子 (9歳)	子 (9歳・13歳)	子 (7歳・9歳)	子 (7歳・9歳・13歳)
所得	200万程度	264万程度	280万程度	324万程度	397万程度

7 学校保健安全法に基づく『医療費』について

医療券を医療機関に提出して治療を受けることによって、その月の医療費の全額又は一部が援助されます。

① 対象者

学校で実施される定期健康診断(4～6月頃実施)の結果、次の病気がみつき、その治療を指示された児童・生徒のうち、就学援助費の認定を受けた者

- トラコーマ、結膜炎 ●白癬・疥癬・膿痂疹 ●中耳炎 ●う歯(むし歯)
- 慢性副鼻腔炎、アデノイド ●寄生虫病(虫卵保有を含む)

※ 上記以外の病気は、医療券の交付対象となりません。

※ 福祉医療費受給者証(乳幼児・子ども・ひとり親家庭等)をお持ちの方でも、上記対象者に該当する場合は医療券で受診してください。

② 医療券の申請手続き

保護者が下記「3申請に必要なもの」を持参のうえ、**医療機関で受診される前に必ず申請**してください。医療券は、申請当月のみ有効です。治療が月をまたぐ場合は、翌月再度申請してください。なお、申請は翌月の初日から受付けます。

③ 申請に必要なもの

- ・健康診断結果のお知らせ(健康診断の後、学校から渡されます)
- ・受診する子の健康保険証

④ 医療券の申請受付期間

就学援助費の交付決定通知書が7月上旬に届いた後、申請してください。

※就学援助費の認定前でも医療券を発行することはできますが、**誓約書が必要**になります。

判定結果が否認定だった場合、治療にかかった経費については受診された医療機関へ直接お支払いいただくことになります。

⑤ その他

- ・ **医療券の交付を受けずに受診されると、医療費は自己負担になります。**
- ・ **日付を遡って医療券を交付することはできません。**
- ・ 医療機関には継続的に通院して治療に専念し、間をあげないでください。

お問い合わせ先

- | | |
|----------------------|--------------|
| ●周南市教育委員会学校教育課 | 0834-22-8543 |
| ●新南陽総合出張所(総合支所地域政策課) | 0834-61-4220 |
| ●熊毛総合出張所(総合支所地域政策課) | 0833-92-0254 |
| ●鹿野総合出張所(総合支所地域政策課) | 0834-68-2331 |